

直方市監査委員 青 柳 剛 機  
直方市監査委員 田 代 文 也

### 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

#### 記

1 監査の対象 直方市教育委員会 文化・スポーツ推進課

2 監査の期間 平成 30 年 1 月 4 日から  
平成 30 年 1 月 31 日まで

#### 3 監査の要領

今回の定期監査は、平成 29 年度(平成 29 年 11 月末日現在)における教育委員会文化・スポーツ推進課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 4 監査の結果

文化・スポーツ推進課は、2 係を擁し、職員は、参事 1 人、参事補 2 人、主査 2 人、主任 1 人、主事 2 人、主事補 1 人、再任用職員 1 人、任期付職員 1 人、非常勤職員 7 人の総計 18 名となっている。

各係の主な分掌事務は、社会教育係では、社会教育委員・スポーツ推進委員、生涯学習の調査研究及び推進、社会教育施設の財産の取得及び処分、音楽・演劇・美術・その他芸術・文化の奨励及び振興、スポーツ推進審議会、生涯スポーツ、社会教育関係団体・各種体育団体の指導育成、青少年の健全育成及び青少年対策、公民館運営審議会、市自治区公民館連合会、文化財の保護及び調査、埋蔵文化財の発掘調査及び報告、社会教育関係事業の後援等、水町遺跡公園、その他社会教育、文化・体育施設・中央公民館・公民館類似施設に関すること

等これらの事務事業を執行されている。

男女共同参画推進係では、男女共同参画推進、男女共同参画センターの維持・管理及び運営に関すること等の事務事業を執行されている。

#### (1) 予算の執行状況等

歳入は、予算現額 2,402 万 2,000 円に対し、調定額 634 万 1,680 円で、収入済額は 482 万 1,446 円となっている。

予算現額に対する収入済額の比率は 20.07%、調定額に対する収入済額の比率は 76.03%である。

予算現額に対する収入済額の比率が低いのは、国庫補助金では、社会教育費補助金で、美術館収蔵庫整備事業費補助金 1,381 万円、県補助金では、社会教育費補助金で、地域活動指導員設置事業費補助金等 341 万 7,000 円等が未収入のためであり、年度内には収入される予定である。

歳出は、予算現額が 3 億 5,150 万 2,000 円に対し、支出済額は 2 億 1,817 万 1,265 円で、執行率は 62.07%となっている。

執行率が低いのは、教育費の社会教育費では、公民館費の需用費で光熱水費等 218 万 7,145 円、委託料で清掃委託料他 9 件 385 万 6,698 円、負担金補助及び交付金で直方市自治区公民館連合会補助金他 1 件 612 万 5,900 円、文化施設費の需用費で修繕料等 531 万 6,153 円、委託料で文化施設管理委託料他 8 件 5,227 万 9,447 円、公有財産購入費で土地購入費 189 万 1,000 円、備品購入費で機械器具費等 3,486 万 1,448 円、青少年対策費の報償費で成人式記念品等 98 万 7,000 円、文化財費の需用費で印刷製本費等 250 万 7,517 円、委託料でデジタル記録作成委託料他 4 件 522 万 2,693 円、保健体育費では、保健体育総務費の報酬でスポーツ推進委員報酬等 107 万円、体育施設費の需用費で、体育施設修繕料 194 万 8,000 円、総務費の総務管理費では、男女共同参画推進費の委託料で、管理業務委託料等 7 件 217 万 4,428 円等が未執行のためであり、これらはいずれも年度末までに執行される予定である。

文化・スポーツ推進課が、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月末日までの間に実施した主な事務事業に係る歳入歳出は、次のとおりである。

歳入の主なものは、使用料で公民館使用料等教育使用料 385 万 6,420 円、男女共同参画センター使用料 68 万 2,030 円、雑入で直方駅西口広場駐車場利用料等 28 万 2,996 円等が収入されている。

なお、中央公民館使用料及び中央公民館利用状況並びに学校施設使用料の収入状況及び利用状況は次表のとおりである。

中央公民館使用料収入状況

(単位：件・円)

月別 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
件数	175	218	265	357	336	277	179	164	1,971
金額	273,330	403,070	536,790	664,530	663,000	552,810	430,140	310,970	3,834,640

※平成29年11月末日現在

中央公民館利用状況

(単位：件)

月別 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	
貸 館	学習会	245	220	246	223	208	226	225	218	1,811
	会 議	39	32	17	16	13	33	18	23	191
	講習会	7	15	20	18	11	12	17	16	116
	展示会	0	0	0	0	0	0	0	12	12
	その他	11	9	5	24	31	5	33	19	137
	計	302	276	288	281	263	276	293	288	2,267
館 の 事 業	学習会	8	55	71	63	57	87	82	69	492
	会 議	1	1	1	1	2	4	1	0	11
	講習会	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	展示会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	計	9	58	72	64	59	91	83	70	506
計	311	334	360	345	322	367	376	358	2,773	

※平成29年11月末日現在

男女共同参画使用料収入状況

年 度	件数 (件)	人数 (人)	使用料 (円)
平成29年度	1,001	15,933	682,030
平成28年度	1,547	24,747	1,092,980
平成27年度	1,520	25,250	915,620

※平成29年11月末日現在

歳出の主なものは、教育費の社会教育費では、社会教育総務費の委託料で水辺館管理運営委託料 129 万 5,000 円、公民館費の需用費で光熱水費等 290 万 9,855 円、委託料で清掃委託料他 6 件 445 万 1,302 円、文化施設費の需用費で修繕料等 835 万 1,847 円、委託料で文化施設管理委託料他 1 件 1 億 2,125 万 6,553 円、備品購入費で美術館収蔵庫収納棚等 1,932 万 552 円、青少年対策費の負担金補助及び交付金で直方市アンビシャス活動補助金他 5 件 163 万 7,600 円、文化財費の需用費で印刷製本費等 315 万 8,483 円、委託料で測量委託料他 3 件 208 万 1,307 円等が支出されている。

保健体育費では、保健体育総務費の委託料でスポーツ推進事業管理業務委託料他 2 件 463 万 9,160 円、体育施設費の委託料で体育施設管理委託料 3,893 万 8,000 円、繰越明許費では、文化施設費の工事請負費で直方市美術館収蔵庫床貼工事 185 万 7,600 円が支出されている。

総務費の総務管理費では、男女共同参画推進費の委託料で男女共同参画センター管理業務委託料他 5 件 280 万 9,572 円等が支出されている。

次に、文化・スポーツ推進課が所管している基金の平成 29 年 11 月末日の状況は、直方市文化振興基金が 1,003 万 6,870 円、直方市体育施設整備基金は 2,889 万 8,042 円を前年度から繰り越しており、基金現在高もそれぞれ同額となっている。

## (2) 経理事務の手続き等

経理事務については、支出負担行為票その他関係諸帳簿等照合審査の結果、いずれも符合していた。

備品については、庁舎及び所管施設について備品検査を行ったが、台帳と一致し概ね良好に管理されていた。

### (3) 指摘事項について

次のような取り扱いが見受けられたので、適正に処理されたい。

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
出張復命について	出張の復命において、復命書の提出が遅れているもの、会議案内文とは別番号を取得し整理されているものが見受けられた。	<b>直方市職員服務規程第10条第2項</b> 職員は、出張の用務が終って帰庁したときは、直ちに口頭で復命し、重要なものについては3日以内に復命書を提出しなければならない。	規定に沿った適正な処理をされたい。 また、復命書は会議案内文と一連の文書となることから、同一番号を付して綴じるなど適正に処理されたい
補助金の交付手続きについて	直方市公民館類似施設設置助成金の交付手続きにおいて、補助金の交付確定額が通知されていないものが見受けられた。	<b>直方市補助金交付規則第15条</b> 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、(中略)交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知しなければならない。	補助金の交付確定額を通知し、適正に処理されたい。
文書事務について	文書の処理において、文書受付時ではなく文書回答等の文書発送時に文書番号を付しているものが見受けられた。	<b>直方市文書規程第11条第1号</b> 文書を受領したときは、速やかに受付印を押印し、文書整理票に記載する。 <b>直方市文書規程第9条第1項</b> 文書は、常に分類整理し、必要などきに直に取り出せるように文書分類表及びファイル整理表に基づいた文書の分類記号及び保存年限を記載しなければならない。	文書整理については、受付時に受付印、文書分類印を押印の上、文書番号を付して文書整理票に記載し、報告書や照会回答については処理状況欄に記載し整理されたい。
	調査、照会文書に対する回答、出席した会議の復命状況などの一連の文書が処理状況欄に整理されていないものが見受けられた。	<b>直方市文書規程第21条</b> 事務担当者は、事案を処理したときは、そのつど文書整理票処理状況欄にその施行経過を記入し、処理終了したときは、同票事務処理印欄に押印しなければならない。	文書処理のてん末を文書整理票の処理状況欄に記載するなど、適正に処理されたい。

以上が教育委員会文化・スポーツ推進課に関する定期監査の結果である。

当課は、教育基本法、社会教育法、図書館法、文化財保護法、スポーツ基本法、地方自治法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律その他関係法令に基づき事務事業を執行されている。

わが国の社会教育行政は、これまで公民館・図書館・博物館等の社会教育施設の充実と、社会教育主事をはじめとする社会教育行政の推進体制の整備が図られ、社会教育は、学校教育以外の場における学習の機会を提供し、国民が自己の充実と生活の向上を図り、豊かな人生を送る上で大きく貢献するとともに、

地域における「人づくり」を通して社会の発展に寄与してきた。

しかし、近年では、少子高齢化と人口減少の進展、市町村合併、地方行財政改革などの要因により、図書館や博物館などの社会教育施設は、微増しているものの、公民館や社会教育主事・社会教育委員に関しては、大幅な減少傾向にあり、社会教育の振興を図る上で憂慮される状況にある。

このような中、政府は現在第3期教育基本計画を策定中で、教育の目指すべき姿や、教育政策の基本的な方針、目指すべき方向性、振興のための諸方策を総合的かつ体系的に示し、その実現のための道筋を明らかにすることとしている。

本市では、平成27年度に直方市総合教育会議を設置し、平成28年度には直方市教育大綱を策定した。更に大綱の基本理念を反映した直方市教育施策要綱を毎年度策定し、具体的な施策を実施している。

平成29年度の直方市教育施策要綱における文化・スポーツ推進課の主要施策は、市民の誰もが自主的、主体的な「学び」を通し、「仲間づくり」や「社会参加」、「世代間交流」が実践可能な地域社会を確立し、それぞれのライフステージに応じた心の豊かさを実感できる環境づくりを推進することとし、社会教育団体等の育成支援と連携の強化、文化施策の振興、スポーツの振興、社会教育活動の充実、青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実、文化財の保護と学習機会の充実、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進の7つを柱として施策を展開している。

一方、当課の所管である文化、体育施設等はいずれも老朽化し、維持管理に苦慮しており、平成29年3月に策定した直方市公共施設等総合整備計画では、中央公民館や体育館等スポーツ施設、男女共同参画センター等は更新を検討する必要があるとされている。

また、男女共同参画についても、センターの認知度の低さや市民団体等への参加者の高齢化、審議会等の女性登用率等様々な課題が山積しているが、市長部局や関係機関、団体との連携・協議をより深め、よりよい社会教育の環境づくりに向け、努力されるよう望むものである。